

インドの金融改革

——商業銀行部門を中心に——

なが いし まこと
永 石 信

はじめに

- I 改革の足跡——インド金融システムの形成と改革提言——
- II 検証——改革提言の実行度——
- III 改革の今後の課題

はじめに

インド金融改革が本格化してから5年以上が経過し、その改革の内容に評価を与えようとする研究成果はインド国内外において多数発表されている(注1)。本稿の目的は、それらの先行研究を踏まえた上で、インドの金融改革について筆者なりの手法でサーベイを行い、そこに内包されている諸問題について検証することにある。先行研究との比較における本稿の特徴を挙げれば、以下の2点であろう。

- (1) 1985年および91年の2度の金融システム再検討委員会報告、すなわち「チャクラヴァルティ委員会報告」(Chakravarty Committee Report)(注2)と「ナラシムハム委員会報告」(Narasimham Committee Report)(注3)における提言の数々が現在のインド金融改革の政策実行の指針とされている点を重視し、その内容をできる限り忠実に紹介することに努めたこと。
- (2) それらの幅広い提言を整理・分類した上で、特にその商業銀行部門の改革にまつわ

『アジア経済』XXXIX-10 (1998.10)

る提言について、それらが実施されたのか、棄却されたのか、または当面留保されているのかを検証したこと。

なお、ここで本稿における検証の範囲を以下のとおり明確にしておきたい。第1に、両委員会報告の提言のカバーする分野はあまりに幅広いため、本稿においては特に商業銀行部門の改革に絞って検証を進めることとした(注4)。第2に、金融改革が着手されたのは実質的に1992年の年初からであるから、検証の期間も原則として1991年度(注5)からとすることとした。

(注1) インド金融改革についてのサーベイのうち特に優れているものとして、R. J. Chelliah, *Towards Sustainable Growth: Essays in Fiscal and Financial Sector Reforms in India* (New Delhi: Oxford University Press, 1996)/S. Gangopadhyay, W. Wadhwa, and C. Wihlborg, *Enabling Financial Markets: Institutions and Regulations* (New Delhi: Allied Publishers, 1996)/V. Joshi and L. M. D. Little, *India's Economic Reforms 1991-2001* (Oxford: Oxford University Press, 1996)/J. Sarkar and P. Agrawal, "Banking: The Challenges of Deregulation," in *Indian Development Report 1997*, ed. K. S. Parikh (New Delhi: Oxford University Press, 1997)を挙げておく。また日本における先行研究としては、稲村頼司「インドの経済発展と金融システム」(伊東和久・山田俊一編『経済発展と金融自由化』研究双書429 アジア経済研究所 1993年)/竊見誠良「インドの金融制度改革」(『基金調査季報』第79号 1993年9月)がある。

(注2) Reserve Bank of India, *Report of the*

Committee to Review the Working of the Monetary System (Bombay: Reserve Bank of India, 1985).

(注3) Reserve Bank of India, *Report of the Working Committee on the Financial System* (Bombay: Reserve Bank of India, 1991).

(注4) インドの商業銀行は、中央銀行であるインド準備銀行(Reserve Bank of India, 略称RBI)の管理下にあるか否かによって「指定商業銀行」(scheduled commercial banks)と「非指定商業銀行」(non-scheduled commercial banks)に分類されるが、そのうち指定商業銀行のシェアは「店舗数、預金額、貸出金額のどの基準をとってみてもほぼ100%」(絵所秀紀「現代インド経済研究——金融革命と経済自由化をめぐる諸問題——」法政大学出版局 1987年74ページ)である。したがって、インドの商業銀行部門の検証という際に、検証の範囲を指定商業銀行に絞ったとしてもその本質性は失われまいと考える。また、本稿の検証の対象として、金融改革の中でも特に商業銀行部門改革を選んだのは、インドの金融システムにおいて規模的に最大の業種である商業銀行部門の影響力の大きさを考慮したためである。チャクラヴァルティ委員会とナラムシムハム委員会の提言が商業銀行部門改革の分野に集中しているのも、同部門の改革がインドにおける金融改革の中でも最も重要な部分であると認識されたからであろう。

(注5) 本稿においては、特に断らない限り、「年度」はインドにおける会計年度(4月1日～3月31日)を意味することとする。

I 改革の足跡

——インド金融システム

の形成と改革提言——

本節の目的は、次節における金融改革の実行度の検証に先立ち、その検証のベンチマークとなる2度の委員会報告における金融改革の諸提言の関連性、発展性について分析することである。その分析の前提として、第1項においては、現代インド金融システムの形成と金融改革の歴

史的背景についても触れることとしたい。

1. 改革以前のインド金融システム

インドの金融システムの最大の特徴は、主要商業銀行の2度にわたる国有化^(注1)による「5カ年計画に代表される国家的開発戦略への従属」^(注2)である。

1969年の第1次商業銀行国有化以降、インドの商業銀行部門は完全に国家的開発戦略の中に組み入れられてきたわけであるが、同部門に対して課された使命を2つに絞れば、1つには支店拡大による小規模貯蓄者への銀行サービスの提供と貯蓄動員の実現、さらには開発戦略に沿う産業部門への優先的な信用配分の実現、であった。果たしてこれらの目的は国有化によって達成されたであろうか。チャクラヴァルティ委員会報告の「1970年以降の金融政策の再検証」^(注3)における観察を中心に検証しよう。

第1に、支店拡大による貯蓄動員についてである。確かに、商業銀行は1969年の国有化以降、預金額の意味でも、支店数の意味でも、急速に成長した。国民所得に対する指定商業銀行の預金額の割合は、1969年の15%から84年の38%に上昇した。また銀行支店1店舗当り人口は、6万5000人から1万5000人に改善された。さらに、銀行の総支店数に対する農村地域支店の割合は、1969年の22%から84年には56%に拡大した。その他のどの指標をとっても、その拡大の過程は否定しえない(表1参照)。

第2に、優先部門への信用配分についてである。これについても、国有化後の商業銀行は、満足のいく結果を収めたといってよい。再び表1を参照されたい。それによれば、優先部門に対する信用配分は、1969年の14.0%から84年には36.7%に拡大している。

表1 指定商業銀行の発展 (1969, 84年)

		1969年6月	1984年6月
1. 全インド支店数	(行)	8,262	45,332
		(100.0)	(100.0)
農村地域		1,833	25,372
		(22.2)	(56.0)
準農村地域		3,342	9,262
		(40.5)	(20.4)
都市部		1,584	5,769
		(19.2)	(12.7)
大都市部		1,503	4,929
		(18.2)	(10.9)
2. 1支店当り人口	(1,000人)	65,000	15,000
3. 総預金額	(1,000万ルピー)	4,646	63,852
4. 総預金額/名目国民所得	(%)	15.2*	37.9*
5. 1人当り預金額	(ルピー)	88	940
6. 1支店当り預金額	(10万ルピー)	57	141
7. 総信用供与額	(1,000万ルピー)	3,599	43,058
8. 1支店当り信用供与額	(10万ルピー)	44	95
9. 優先部門への信用供与額	(1,000万ルピー)	504	14,834*
10. 優先部門信用/総信用	(%)	14.0	36.7*
11. 総信用額/総預金額	(%)	77.5	67.4
12. 総投資額/総預金額	(%)	29.3	36.3
13. 現金預金比率	(%)	8.2	14.5

(出所) Reserve Bank of India, *Report of the Committee to Review the Working of the Monetary System* (Bombay: Reserve Bank of India, 1985), p.63.

(注) かつこ内は構成比 (%)。* 当該年3月時点の数値。

以上の観察から、1969年以降、国有銀行がその課された使命を忠実に実行した、ということに関しては異論を挟む余地はない。しかしながら、国有銀行がそれを実行するために犠牲にしたものが何であったかということが議論されるようになるには、チャクラヴァルティ委員会報告が世に出るまで待たなければならなかったのである。

2. 1980年代の経済自由化とチャクラヴァルティ委員会報告

1984年のインディラ・ガンディー (Indira Gandhi) 暗殺後、首相の座を受け継いだその息

子、ラジーブ・ガンディー (Rajiv Gandhi) は、それまでも増して積極的に経済自由化政策を推進し始めた。インドの第1次金融改革は、その経済自由化政策の一環として行われたが、その1つの分水嶺となったのは1985年4月の「チャクラヴァルティ委員会報告」である。

チャクラヴァルティ委員会報告は、それまで国家的開発戦略の名のもとに犠牲にされていた国有銀行の収益性の問題に初めて踏み込み、各種金融商品への競争金利メカニズムの導入、RBIから政府への信用供与の拡大に対する警告をはじめ多岐にわたる提言を行ったという意味

できわめて画期的なものであった。

同委員会の報告を受けて、特に1987年以降、金融改革が実行に移され始めた。その主な内容は、1987年4月に始まる銀行預金金利の見直し^(注4)、88年10月の銀行貸出金利体系の再編^(注5)、同年同月の大口貸出に対するRBI事前認可制から事後報告制への変更、などである。しかしながらそれらの改革は、同委員会報告の提言の内容と比して、改革の及んだ範囲が非常に限定的であっただけでなく、その改革の内容も決して充分といえるようなものではなかった^(注6)。1989年の政局流動化と前後してそれまでの政策が批判にさらされ、特に経済自由化政策について見直しの気運が高まったことの影響もあり、当時の金融改革のスピードは緩やかなペースにとどまらざるを得なかったのである。

3. 構造調整プログラムの受け入れとナラシムハム委員会報告

1990年8月、その後のインドの国際金融危機を引き起こす直接の原因となった出来事が起こった。湾岸戦争の勃発である。

輸出志向型の産業構造を持たないインドは、それまでも慢性的な外貨不足に悩まされ続けてきたが、湾岸戦争の勃発はまさに致命傷であった。輸入原油価格の上昇、輸出の減少、中東出稼ぎ労働者からの送金の減少などによって、インドの外貨準備は極端に減少し、1991年1月半ばには外貨準備は一時140億ルピー（約7億USドル）まで減少した（それはインドの輸入決済のわずか2週間分にしかすぎなかった）。インド政府は1991年1月19日に333.4億ルピー（約18億USドル）にのぼるIMFからの輸出変動・偶発保証融資制度（CCFF）借款導入にこぎつけ、何とかこの危機を一時的に乗り切ることができ

たが、同年5月21日のラジーブ・ガンディーの暗殺によって深刻な内政危機に陥り、政権の安定を条件としていたIMF・世界銀行による追加融資が困難になるなど最悪の政治経済危機を迎えた。

ラジーブ暗殺後の下院議員総選挙の結果、国民会議派（Indian National Congress）のナラシマ・ラオ（Narashimha Rao）政権が発足したが、その緊急課題は債務危機対策であり、そのためのIMFからの借款の確保であった。そこで、ラオ政権は積極的な構造調整プログラムの実行に踏み切ったのである^(注7)。

IMF・世界銀行の提示する構造調整プログラムの政策パッケージには、その常套手段として「金融自由化の促進」が含まれており、インドの構造調整のケースもまたその例外ではなかった。チャクラヴァルティ委員会報告以降、非常に緩やかなスピードで進行していたインドの金融改革も、ここにきてさらなるスピードアップを迫られたのである。そしてその改革の青写真を提供することを目的に提出されたのが、1991年11月の「ナラシムハム委員会報告」であった。

4. 両委員会報告における金融改革提言の比較

両委員会報告では、要約部分だけみてもそれぞれ膨大な数の提言がなされており^(注8)、そのカバーする分野も幅広い。したがって本項では、両委員会報告において提言の及んだ金融改革の分野別に双方の提言内容を整理・分類し、第II節における改革の実行度の検証につなげることにしたい。

(1) 法定流動性比率（SLR）、現金準備率（CRR）

チャクラヴァルティ委員会は、現金準備率（Cash Reserve Ratio, 略称CRR）の操作によるマ

ネーサプライ・コントロールに対しては厳しく警告を与えているが、法定流動性比率(Statutory Liquidity Ratio, 略称 SLR^(注9))に対しては具体的な提言を与えるには至らなかった。それを考慮すれば、ナラシムハム委員会が、SLR の削減のためには財政赤字の解消が不可欠であることを明確に指摘し、「今後5年間で25%まで削減」という削減についての数値目標、期限目標を盛り込んだ点は特筆に値する。

(2) 金利体系

チャクラヴァルティ委員会の提言の中で、RBI の管理下における金利メカニズムの導入の部分は非常に具体性の高いものである。特に、最高預金金利と最低貸出金利との間に「管理されたスプレッド」^(注10)を設けることについての提言、預金金利や政府証券の金利についての数値目標を伴った提言^(注11)、公定歩合政策の有効性の改善についての提言^(注12)は明快で分かりやすい。ナラシムハム委員会も、金利体系に関してはチャクラヴァルティ委員会報告を受け継ぎ、「チャクラヴァルティ委員会にて提言された基準に従って」^(注13)RBI が金利体系をコントロールするよう勧告している。

(3) 優先部門貸出

チャクラヴァルティ委員会は、優先部門貸出に占める不良債権の比率の高さが商業銀行の経営を圧迫している事実を指摘し、特に農村開発への資金供与、農村地域へのサービスの拡大という役割について考慮し直すべきであると提言した。ナラシムハム委員会はさらにこれを推し進め、「優先部門貸出は、段階的に廃止されるべきであるが、当面は優先部門の範囲を再定義し、これらへの信用割り当ては総信用額の10%に固定されるべきである。また、再定義された

優先部門への信用統制プログラムについても、さらに継続すべきかどうか3年後に再検討されなければならない」^(注14)というところまで踏み込んだ。

(4) 不良債権問題、銀行会計基準の強化

チャクラヴァルティ委員会報告では、不良債権についてはその上限規制を設けることが勧告されただけで、問題の根本的な解決策の提言まで踏み込むことはなかった。それに対して、ナラシムハム委員会報告の大きな特徴としては、資産再建基金(Assets Reconstruction Fund, 略称 ARF) の設立による具体的な不良債権処理についての提言が盛り込まれた点が挙げられよう。またナラシムハム委員会は、引当金の適用基準の見直し、国際決済銀行(Bank for International Settlement, 略称 BIS) の自己資本比率規制の段階的な達成などを「3年から5年」という期限の中で行うことを提言した。

(5) 各金融市場の育成

チャクラヴァルティ委員会は、コール市場を補完する短期金融市場としての大蔵省証券市場、商業手形市場の育成を強く勧告した。これは、CRR 操作ではなく公開市場操作によってマネタリーベースをコントロールすべきであるという同委員会の提言と一連の流れの中で捉えることができよう。一方ナラシムハム委員会は、開発金融機関(Development Financial Institutions, 略称 DFIs) の独占状態にある長期資金市場への競争原理の導入という観点を中心に、資本市場の育成に焦点を当てている。

(6) 新規参入

ナラシムハム委員会は、商業銀行部門への新規参入(外資系企業を含む)に対する規制の緩和を提言している。これはチャクラヴァルティ委

員会報告には全く盛り込まれていなかった視点であった。

以上から、両委員会報告の位置づけについて整理しよう。

- (イ) ナラシムハム委員会報告は、チャクラヴァルティ委員会報告において指摘された問題点に対して、それを達成するための具体的な方策、数値目標、期限目標を与えるという役割を果たした。典型的には、SLR削減の問題、優先部門貸出の問題、不良債権処理の問題などである。
- (ロ) またナラシムハム委員会報告は、チャクラヴァルティ委員会報告では全く触れられなかった問題にまで踏み込んで提言を与えている点も大きな特徴である。典型的には、資本市場の育成、新規参入に対する規制緩和などである。
- (ハ) もちろん、ナラシムハム委員会報告は、チャクラヴァルティ委員会報告の金融改革への提言の方向性は基本的に継承している。特に金利体系についてのチャクラヴァルティ委員会の提言については、ナラシムハム委員会はその具体性を高く評価し、その提言に従って改革を進めることを勧告している。
- (ニ) 支店拡大による貯蓄動員、開発戦略に基づく計画的信用配分というインド商業銀行システムの基本戦略は、銀行経営の収益性、自立性などの問題により、どちらの委員会からも見直しを迫られた。

ところで、現在進行中のインド金融改革においては、ナラシムハム委員会報告が「政策当局のコンセプト、および政策実施の指針とされて

いる」^(注15)。それはナラシムハム委員会報告が備える(イ)のような特徴によるものであろう。つまり、同報告は、具体的な方策、数値目標、期限目標を設定しているため、当局の政策実施の指針となりうるのである。近年、インドの金融改革について評価を与える研究が多数発表されている^(注16)のも、ナラシムハム委員会報告が(イ)のような特徴を備え、改革の進行度について常に検証可能にしたことがその一因となっているのかも知れない。

(注1) 1969年6月、総預金額5億ルピー以上の商業銀行14行が国有化の対象になった(第1次商業銀行国有化)。さらに1980年4月には総預金額20億ルピー以上の商業銀行6行が国有化の対象になった(第2次商業銀行国有化)。インドにおける商業銀行国有化の歴史については、S.K. Mishra, *Money, Income and Financial Institutions*, 10th ed. (New Delhi: Pragati Publications, 1994)/V. Bhatt, *Financial Systems, Innovations, and Development* (New Delhi: Sage Publications, 1995), Ch.4/絵所秀紀「指定商業銀行統計からみた州レベルでのインド金融の動向」(『アジア経済』第28巻第1号 1987年1月)/絵所「現代インド……」第2章、などを参照されたい。

(注2) Reserve Bank of India, *Report of the Committee . . .*, p.298.

(注3) Ibid., Ch.8 (“Review of Monetary Policy Measures since 1970”).

(注4) 1987年4月に最高預金金利が5年物から2年物に変更され、88年には短期金利が3度にわたって引き下げられた。

(注5) 従来までの上限貸出レート制を最低貸出レート制に変更し、貸出規模が小口であればあるほど金利が低い規模別6段階の金利体系に整理された。

(注6) 例えば、当時の銀行貸出金利体系の再編に対する霧見の問題提起などを参照されたい。霧見は、管理コストの問題、貸倒れリスクの問題を指摘し、貸出規模が小口であるほど金利が安くなること

について「市場の効率性、銀行の収益性、健全性という点で問題がある」と主張している（霧見「インドの金融制度……」121～122ページ）。

（注7）本項のこのパラグラフまでの内容は、絵所秀紀「インド構造調整プログラム——若干の論点——」（『経済志林』第60巻第1・2合併号 1992年9月）1～3ページを要約したものである。

（注8）チャクラヴァルティ委員会報告とナラシムハム委員会報告には、それぞれ「提言の要約」という章が設けられている。そこに挙げられた提言の数は、チャクラヴァルティ委員会報告で243、ナラシムハム委員会報告で48にものぼる。

（注9）SLRとは、総預金額に対する政府証券および政府認定証券への投資比率についての法的規制のことである。1983年の銀行規制法によって、RBIは商業銀行に対するSLRを40%まで高めることができるようになった。

（注10）Reserve Bank of India, *Report of the Committee* . . . , p.179.

（注11）Ibid., pp. 304-305.

（注12）Ibid., pp. 317-318. すべての金利が規制されている1985年当時の状況下においては、公定歩合政策は全く効力を持たなかったが、金利規制緩和以後はその有効性が少しずつ確立されてきたようである。例えば、1998年3月18日の公定歩合改定についての『ザ・エコノミック・タイムズ』紙の解説などを参照されたい（“Bank Rate Cut to 10.5%,” *The Economic Times*, March 19, 1998）。

（注13）Reserve Bank of India, *Report of the Working* . . . , p. viii.

（注14）Ibid., pp. vi-vii.

（注15）Joshi and Little, *India's Economic Reforms* . . . , p. 115.

（注16）その中でも、Sarkar and Agrawal, “Banking: The Challenges . . .” は最新のデータを基に包括的な分析を行っている研究成果である。

II 検 証

——改革提言の実行度——

ラオ政権が1991年7月に成立して以来、構造

調整プログラムが進行してきた経緯については前節第3項にて記したとおりであるが、その1つの柱として位置づけられたのが金融改革であった。確かに、改革の一部はチャクラヴァルティ委員会報告を青写真としてすでに着手され始めてはいたが、新政府は改革のさらなるスピードアップを迫られたのである。1991年11月のナラシムハム委員会報告を受けた政府の対応は素早く、92年1月からそのいくつかの重要な提言が実行に移され始めた。

それから5年以上が経過した今、まさに「金融システムの進歩について評価するための機は熟した」^(注1)といえよう。本節では、2つの委員会報告の提言内容を参考にしながら、個々の改革分野ごとにどのような改革が進行中で、どの程度両委員会報告の内容がその政策に反映されているのか（あるいはされていないのか）を検証する。

なお表2は、両委員会報告提言の要約部分のうち特に重要と思われるものを日本語訳し、改革分野ごとに分類したものである。

1. 法定流動性比率(SLR), 現金準備率(CRR)

(1) SLR について

1996年10月現在、SLRの基準は、94年9月時点での預金額に対して31.5%、そこからの増分に対しては25%（表3参照）となっている。これは、ナラシムハム委員会報告において設定された目標も達成可能なペースであるといえよう^(注2)。しかしながら、SLR削減は自律的に達成できるものではなく、財政赤字の削減によって初めて可能になるものである。今後のさらなる削減のためには、チャクラヴァルティ委員会の指摘どおり「政府と中央銀行の協調が不可欠である」^(注3)ことはいうまでもない。

表2 両委員会報告の提言内容の分類・比較

	チャクラヴァルティ委員会報告の提言	ナラシムハム委員会報告の提言
1. SLR, CRR	(1)預金の増加分に対する追加的なCRRの要求規制は、思い切った金融統制政策を採用せざるを得ないような場合にのみ、きわめて控え目に実行されるべきである。(p.316)	(1)本委員会は、政府の財政赤字削減の決定に従い、今後5年間で、SLRを段階的な手法で25%まで引き下げることが提言する。(p.iv) (2)本委員会は、RBIはCRRを現在の高いレベルから徐々に引き下げていくべきであると考えている。(p.v) (3)本委員会は、SLR投資およびCRRについて、銀行に支払われる利子率を上げるべきであることを提言する。SLR投資の利子率は徐々に市場金利に合わせられるべきであるし、CRRについては銀行の平均預金コストに合わせられるべきである。(p.v)
2. 金利体系	(1)現行の金融システムには、価格競争の要素が導入される必要がある。満期が5年以上の預金金利と、優遇的な貸出ではない中で最低の貸出金利との間に「管理されたスプレッド」(administered spread)を設けるなど、の「統制された競争」(controlled competition)政策もその中の1つである。(p.305) (2)本委員会は、その最高預金金利と最低貸出金利の間のスプレッドとして3%が適当であると考えている。(p.305) (3)満期5年以上の預金で最低でも2%の実質金利が、また満期1年預金で実質でわずかにプラスの金利が、預金者に対して確保されるべきである。また、それらの預金金利はRBIの指導に従って決定されるべきである。(p.305)	(1)現在の管理された金利構造は、過度に複雑で硬直的である。本委員会は、金利体系は市場の状況を反映するよう規制緩和されるべきであると考えている。また、特権的金利は段階的に廃止されるべきである。金利構造は、RBIの金融政策のスタンスのシグナルである公定歩合と連動すべきである。いわゆるプライムレートが最低貸出金利となり、公定歩合と預金金利の間のスプレッド、政府借入金利とプライムレートの間のスプレッドは、それぞれ実質金利がプラスになるようにRBIによって決定されることが望ましい。(pp.vii-viii)
3. 優先部門貸出	該当する提言なし。	(1)信用統制プログラムは、本来なら自立できるような主体に対しては、経済的レントになってしまっている。したがって、本委員会は、このような信用統制プログラムについては、段階的に廃止されるべきであると考えている。また、優先部門とは、非常に零細な農家、中小企業、家内制工業、農村職工、その他と再定義され、これらへの信用割り当ては、総信用額の10%に固定されるべきである。また、再定義された優先部門への信用統制プログラムについても、さらに継続すべきか3年後に再検討されなければならない。(pp.v-vii)
4. 競争と効率性	該当する提言なし。	(1)政府は、これ以上の銀行の国有化を進めないことを正式に表明すべきである。それは、民間銀行にとっての成長に対するネガティブなインセンティブを取り除くことにつながる。また、国有銀行と民間銀行の間にはあらゆる差別も許されない。もし民間銀行がRBIの諸規定に従い、また会計基準、引当金基準などに関する慎重な規則を守る限りにおいては、その新規参入には

	チャクラヴァルティ委員会報告の提言	ナラシムハム委員会報告の提言
5. 銀行会計基準の強化	該当する提言なし。	<p>いかなる障害も設けられるべきではない。 (p. xviii)</p> <p>(2)政府の外資導入政策に伴い、それらがRBIの諸規定に従う限りにおいて、銀行部門にも外資系企業の参入が認められるべきである。(p. xix)</p> <p>(1)銀行および金融機関は、1993年3月までにリスク資産に対して最低4%の自己資本比率を達成すべきである。8%というBISの自己資本比率規制はその後3年以内、すなわち1996年3月までに達成されるべきである。(p. viii)</p> <p>(2)本委員会は、銀行および金融機関は、特に収入の認定、および不良債権に対する引当金について統一された会計基準を採用すべきであると考える。(p. ix)</p> <p>(3)不良債権の基準は、期日到来後180日を過ぎても利払いがなされない資産、とされるべきであろう。(pp. ix-x)</p> <p>(4)銀行および金融機関の保有する資産は、「標準資産」(standard assets), 「標準に近い資産」(sub-standard assets), 「疑わしい資産」(doubtful assets), 「損失資産」(loss assets)の4つに分類され、それぞれに下記のとおり引当金比率が適用されるべきである。</p> <p>a) 「標準資産」には、0%。 b) 「標準に近い資産」には、未回収分の10%。 c) 「疑わしい資産」には、回収しうる担保の実際価値との差額の100%。 d) 「損失資産」は、償却されるべきで、さもなければ100%。(pp. x-xi)</p>
6. 不良債権問題	<p>(1)金融統制にまつわる問題として、銀行が優先部門貸付プログラムの実行によって抱えてしまった不良債権問題がある。 (pp. 313-314)</p> <p>(2) RBI と政府は、農村開発への資金供与、および農村地域へのサービスの拡大という現在の銀行の役割に関連する制度的な問題、特に、農村貸付のコスト効率性、開発金融機関との協調の可能性、などについて考慮し直すべきである。(p. 314)</p>	<p>(1)本委員会は、ARFの設立を提言する。その役割は、銀行および金融機関から不良(bad)もしくは疑わしい(doubtful)とされる債権の一部を割り引いて引き取ることであるが、その割引率は明確に規定されたガイドラインに基づいて選出された独立した監査役によって決定されなければならない。(pp. xii-xiii)</p> <p>(2)最低2人の監査役によるパネルが各機関の不良債権を評価し、ARFはそれに基づいてそれぞれの機関に証券を発行する。その証券の金利は政府証券と同じに保たれ、5年以上の満期とする。この証券は、政府によって保証され、またSLR投資に含まれるようにするべきである。(pp. xiii-xiv)</p>

(出所) Reserve Bank of India, *Report of the Committee to Review the Working of the Monetary System* (Bombay: Reserve Bank of India, 1985)/Reserve Bank of India, *Report of the Working Committee on the Financial System* (Bombay: Reserve Bank of India, 1991) をもとに筆者作成。

(注) かつこ内のページ数は、それぞれの報告書からの引用箇所を表す。

表3 CRR, SLRの推移 (%)

	CRR	SLR
1992年3月	15.0	38.5
1993年3月	15.0	37.75
1994年3月	14.0	34.75
1995年3月	15.0	33.75(増分25.0)
1996年3月	14.0	31.5(増分25.0)
1996年4月	13.0	31.5(増分25.0)
1996年7月	12.0	31.5(増分25.0)
1996年10月	11.5	31.5(増分25.0)

(出所) J. Sarkar and P. Agrawal, "Banking: The Challenges of Deregulation," in *Indian Development Report 1997*, ed. K.S. Parikh (New Delhi: Oxford University Press, 1997), p. 198. (筆者が一部加筆)

(注) SLRの「増分」は、1994年9月以降の預金増額分に対するSLRを表す。

(2) CRRについて

ナラシムハム委員会報告においては、CRRについても段階的に引き下げよう勧告がなされたが、引き下げについての数値目標、期限目標は具体的には設定されなかった。同委員会報告から1年半を経て発表された大蔵省の政策表明において初めて「1994年度から3年の間にCRRを10%まで削減する」(注4)という具体的な目標が設定されたのである。1996年10月現在、CRRは11.5%まで引き下げられており、これは設定された目標も達成可能なペースであるといえよう(表3参照)。

CRRの金利を平均預金金利と同程度にまで引き上げるというナラシムハム委員会の提言は目下のところ受け入れられていない(1996年5月現在のCRRに対する金利は3.5%)。これに対してRBIのタラポーレ(S.S. Tarapore)副総裁(当時)は、1996年4月のナグプール(Nagpur)での講演で、「CRRに対する利子率が高すぎるのも、CRRによるマネタリー・コントロールの

効果を失わせてしまうことになるため好ましくない。したがって、CRRの比率が引き下げられることを前提に、それに対する低利子率は容認されてしかるべきである」(注5)と説明している。

2. 金利体系

1980年代の銀行金利構造の改革は前節第2項を参照していただくとして、ここではナラシムハム委員会報告後の金利構造の変化について検証する。

預金金利に関しては、1992年4月以降段階的に規制が取り払われ、96年10月時点では、貯蓄性預金に対する4.5%の固定金利、満期1年未満の定期預金に対する10%の上限金利、の2つの規制が残るのみである。一方貸出金利は、20万ルピー以上の金利は自由化されたが、貸出が小口であるほど金利が安くなる2段階の金利規制はいまだ残っている(表4参照)。これらの金利構造の規制緩和に伴い、近年観察される特徴的な動きとして下記の4点が挙げられよう。

- (1) 実質でみた預金金利、貸出金利は、2桁インフレに見舞われた1995年上半期を除いてプラスに保たれた。これについては、両委員会の提言をほぼ実行できたといえる。
- (2) 最高預金金利と最低貸出金利であるプライムレート間のスプレッドは、預金金利の上限規制が存在した1995年上半期までは4.0~5.5%で推移した。つまり、この時期のスプレッドはチャクラヴァルティ委員会が提案した3%という幅を上回っていたのである。しかしながら、その後長期の定期預金金利の上限規制が撤廃されたため、スプレッドはより狭まっているであろうことが推測される。
- (3) 優先部門貸出向けの優遇金利は廃止され

表4 金利構造の変化

(%)

	1994年 10月	1994年 11月	1995年 2月	1995年 4月	1995年 10月	1996年 7月	1996年 8月	1996年 10月
貸出金利								
(1) 25,000ルピー未満	12	12	12	12	12	12	12	12
(2) 25,000~200,000ルピー	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5
(3) 200,000ルピー以上	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free
プライムレート ¹⁾	14	14	15	15.5	15.5	16.5	16~ 16.5	14.5~ 15
預金金利								
(1) 要求払い預金	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 貯蓄性預金	5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
(3) 定期預金								
(a) すべての定期預金	Max10	Max10	Max10	Max10				
(b) 46日以上2年未満					Max11			
(c) 2年以上					Free			
(d) 30日以上1年未満						Max11	Max11	Max10
(e) 1年以上						Free	Free	Free
インフレ率 ²⁾	8.9	9.7	11.7	10.0	8.4	5.7	6.6	6.5

(出所) 表3と同じ(p.204より作成)。

(注) 1) プライムレートは、5主要商業銀行の平均値(1996年10月のみ、3銀行の平均値)。

2) インフレ率は、卸売物価指数の月平均値を年率換算したものの。

た。これはナラシムハム委員会の提言を実行したものである。

- (4) 貸出金利は、インフレ率が安定的に推移しているにもかかわらず、いまだ高いレベルに止まっている。1996年時点の一般向け大口貸出金利は、インフレ率が6%前後に収まっているにもかかわらず平均20%という状況である(注6)。

以上の観察から、金利体系改革は確かに両委員会報告の勧告に対してかなり忠実に進められているといつてよいであろう。しかし、そこに問題がないわけではない。

まず(4)の貸出金利の高止まりについてであるが、前節で触れたCRRおよびSLRの削減による資金供給側(つまり銀行側)の制約緩和まで考慮すれば、尋常ではない状態といえる。また、(3)の優先部門貸出向け優遇金利の廃止についても、確かにそれ自体は大きな進展であるといえるとしても、小口になるほど金利が安くなる貸出金利体系が残されていることがそもそも小口資金需要の多い優先部門にとって優遇措置であるという指摘(注7)は免れえない。

これらの問題については、第Ⅲ節にて再び取り上げ、より詳細に検討することとする。

3. 優先部門貸出

優先部門は、これまで量的信用割り当てと優遇金利の2つの特権を享受してきた。その優遇金利の廃止については前項にて触れたので、ここでは量的信用割り当ての特権について触れたい。

1969年の第1次商業銀行国有化後、商業銀行に対する優先部門貸出目標は、総貸出額の33%に設定された。1980年の第2次商業銀行国有化を機にそれは段階的に引き上げられ、85年には40%に達した。この40%という目標は1996年3月の時点でも変更されていない(注8)。この問題に対して、タラポーレ RBI 副総裁(当時)は、1992年11月の大蔵省主催の講演会において、「優先部門の信用需要は満たされるべきであるが、SLR および CRR が段階的に引き下げられているにもかかわらず優先部門貸出の比率が固定されているという状況は評価できないものである。(中略)したがって、SLR および CRR の引き下げに伴い、優先部門の貸出比率も見直されるべきである」(注9)という見解を表明している。これは、中央銀行の優先部門貸出比率見直しの方向性を示唆するものとして注目されたが、その後5年以上が経過しているにもかかわらずいまだ見直しは行われていない。

4. 競争と効率性

ナラシムハム委員会報告から1996年4月までの間に、15の新しい民間銀行(9行が国内系、6行が外資系)が新規参入して営業を開始した(表5参照)。ここで、近年の銀行部門別データ(預金・貸出のシェアおよび増加率、金利外収入、コスト効率、スプレッド比率(注10))にみる銀行間の競争の進行度を、国有銀行部門、国内系民間銀行部門、外資系民間銀行部門の3つに分けて検証しよう。

表5 指定商業銀行数の推移¹⁾

	(単位:行)	
	1991年度	1995年度
SBI グループ	8	8
その他の国有銀行	20	19 ²⁾
国内系民間銀行	23	25 ³⁾
新規参入国内系民間銀行	0	9
外資系民間銀行	23	29

(出所) 表3と同じ(p.199より作成)。

(注) 1) 農村開発銀行(RRBs)を除く。

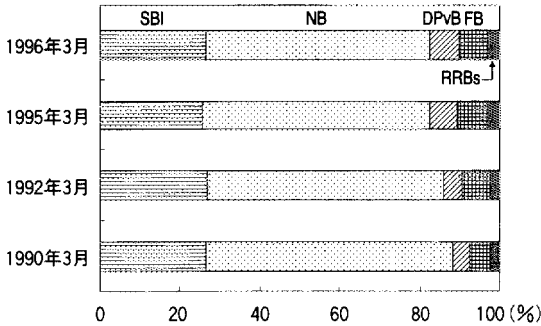
2) その他の国有銀行が1行減少しているのは、国有銀行同士の合併によるものである。

3) 国内系民間銀行が2行増加しているのは、非指定商業銀行1行と協同組合銀行1行が指定商業銀行に格上げになったためである。

(1) まず、各銀行部門のシェアの推移である。ここで顕著なのは国有銀行部門のシェアの下落である。ステートバンク・オブ・インディア(State Bank of India, 略称SBI)グループとその他の国有銀行(NB)を合わせたシェアは、1990年3月時点では預金額で88.5%、貸出額で86.8%であったのが、96年3月にはそれぞれ82.3%、80.4%に下落している。また国有銀行の中でも、特にSBIグループ以外の国有銀行のシェアの下落が著しい。民間銀行部門の中でも、外資系民間銀行(FB)部門のシェアが近年伸び悩み気味であるのに対して、国内系民間銀行(DPvB)部門のシェア増大が目覚ましい(図1、図2参照)。

(2) 次に預金額の増加率をみると、最近の国内系民間銀行(DPvB)部門の増加率の高さと外資系民間銀行(FB)部門の伸び悩みが目立つ(図3参照)。農村部および都市部に基盤を置く国内系民間銀行とは異なり、外資系民間銀行は大都市地域にしか営業を展開していない。新規参入および支店拡大に対する規制が緩和されたにもかかわらず、外資系民間銀行の預金額

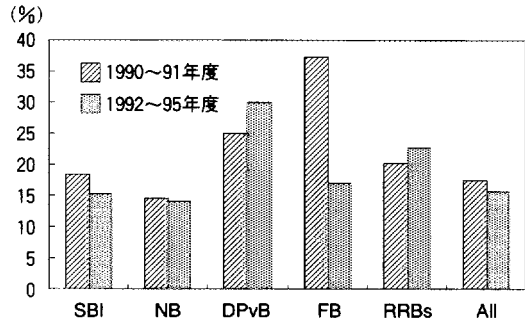
図1 銀行部門別預金額シェアの推移



(出所) Reserve Bank of India, *Banking, Statistics: Basic Statistical Returns* (Bombay: Reserve Bank of India), various years.

(注) SBI: SBIグループ, NB: その他の国有銀行, DPvB: 国内系民間銀行, FB: 外資系民間銀行, RRBs: 農村開発銀行。

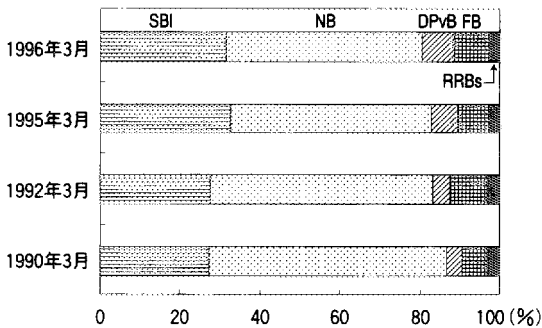
図3 銀行部門別預金額増加率



(出所) 図1と同じ。

(注) (1) SBI: SBIグループ, NB: その他の国有銀行, DPvB: 国内系民間銀行, FB: 外資系民間銀行, RRBs: 農村開発銀行。
(2) 増加率は、期間中のものをそれぞれ年率換算した。

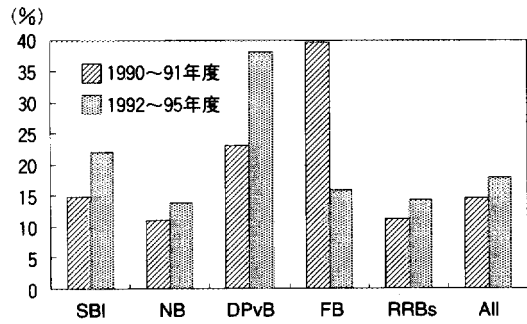
図2 銀行部門別貸出額シェアの推移



(出所) 図1と同じ。

(注) SBI: SBIグループ, NB: その他の国有銀行, DPvB: 国内系民間銀行, FB: 外資系民間銀行, RRBs: 農村開発銀行。

図4 銀行部門別貸出額増加率



(出所) 図1と同じ。

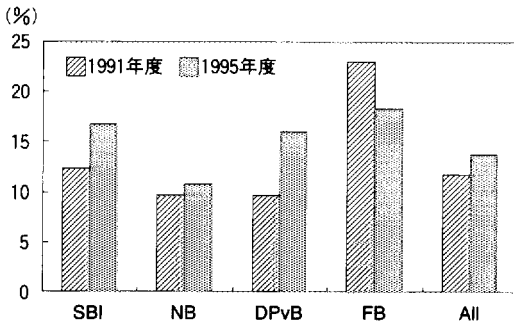
(注) (1) SBI: SBIグループ, NB: その他の国有銀行, DPvB: 国内系民間銀行, FB: 外資系民間銀行, RRBs: 農村開発銀行。
(2) 増加率は、期間中のものをそれぞれ年率換算した。

が伸び悩んでいることは、改革後の都市部および大都市部での競争激化を示唆しているといえよう(注11)。

(3) 貸出市場においても、国内系民間銀行

(DPvB) 部門の成長は明らかである(図4参照)。サルカール=アグラワル(J. Sarkar and P. Agrawal)は、その要因として「国内系民間銀行の貯蓄動員力向上、およびよりよいサービスと魅力

図5 銀行部門別金利外収入シェアの比較



(出所) Government of India, *Economic Survey* (New Delhi: Government of India), various years.

(注) (1) SBI: SBIグループ, NB: その他の国有銀行, DPvB: 国内系民間銀行, FB: 外資系民間銀行。

(2) 農村開発銀行 (RRBs) を除く。

表6 銀行部門別コスト効率 (%)

	1991年度		1994年度	
	営業費	人件費	営業費	人件費
国有銀行	2.6	1.9	2.8	2.0
国内系民間銀行	3.0	2.1	2.3	1.5
外資系民間銀行	2.2	0.7	2.7	0.9

(出所) 表3と同じ (p.208より作成)。

(注) 数字はすべて運転資本に対する比率。

表7 銀行部門別スプレッド比率 (%)

	1993年度	1994年度
国有銀行	2.0	3.0
国内系民間銀行	3.01	3.10
外資系民間銀行	4.21	4.40

(出所) 表3と同じ (p.208より作成)。

的なローンパッケージによる企業顧客獲得力の高さ」(注12)を挙げている。

(4) 金利外収入の総収入に占める割合は、国有銀行 (SBI, NB) 部門, 国内系民間銀行 (DPvB) 部門がともに上昇傾向にあるのに対し, 外資系民間銀行 (FB) 部門は近年下落傾向にある (図5参照)。これは、国内系の銀行がその業務の核である金融仲介業から業務分野を拡張し、手数料ベースのサービス (クレジットカード取引, マーチャント・バンキング, リース業など) の市場において外国銀行と競争を展開し始めたことを示唆している。

(5) コスト効率は、国有銀行部門と外資系民間銀行部門が悪化傾向にあるのに対し, 国内系民間銀行部門のみ改善されている (表6参照)。再びサルカール=アグラワルによれば、「国有銀行部門の営業コスト効率の悪化は、コンピューター化に伴う技術革新の導入が原因であると考えられるため、将来的には逆に効率改善につ

ながる可能性が高い。国内系民間銀行部門の営業コスト効率の大幅な改善は、国有銀行部門に先がけたコンピューター化の効果が現在出ているためとも考えられる」(注13)。

(6) 1993年度から94年度の間、国有銀行, 国内系民間銀行, 外資系民間銀行の3部門ともスプレッド比率は上昇した (表7参照)。これは、「インドの銀行間には金利規制緩和後にも競争を制限するものが根強く存在していることを示している」(注14)のかも知れない。

以上の競争の状況に関するデータの多くには、改革後の競争原理の導入の兆候が示されている。しかしながらそのデータはまた、スプレッド比率の上昇に代表されるように、商業銀行間のカルテル的行動を示唆するものも含んでいる。事実、銀行業は1995年3月1日、インド銀行業協会 (Indian Banks Association, 略称IBA) の指令に基づく金利についてのカルテル的行動の疑いにより「独占および制限的取引に関する委員

会」(Monopolies and Restrictive Trade Practice Commission) の査察を受けている。

これらの観察結果から、ナラシムハム委員会の示した「銀行の所有権について議論することなしに銀行の清廉性、独立性、効率性を高める」^(注15)という方向性は、一定の成果を導いているものの、その限界もみえ始めているといえる。銀行の所有権の問題については、第III節にてより詳細に議論する。

5. 銀行会計基準の強化

RBIは1992年4月、収入認識、資産分類、引当金計上、自己資本基準の新しいガイドラインを発表した。これらの基準は、1993年3月31日までの会計年度から適用され始め、95年3月末までにすべての基準が適用された。新基準によれば、不良債権は利子払いが期日を180日過ぎ

てもなされない債権と定義され、これまで未払いでも収入とみなされていたこれらの債権の利子は新会計基準によって収入とはみなされなくなった。資産は4段階に分類され、それぞれに異なる引当金比率が適用された(表8参照)。BIS基準に基づく自己資本比率についても、1993年3月31日までに4%、96年3月31日までに8%を達成するようRBIから全銀行に勧告された^(注16)。

これらの新銀行会計基準が、ナラシムハム委員会の提言にほぼ沿ったものであることは明らかである。しかし、その適用後に初めて議論され始めたことであるが、その新基準が銀行の過度のリスク回避行動、金融仲介業離れを誘発しているという可能性は否定できない。

図6を参照されたい。1992年以降CRRおよび

表8 資産分類と引当金の計上基準

1. 未回収額が25,000ルピー以上の資産

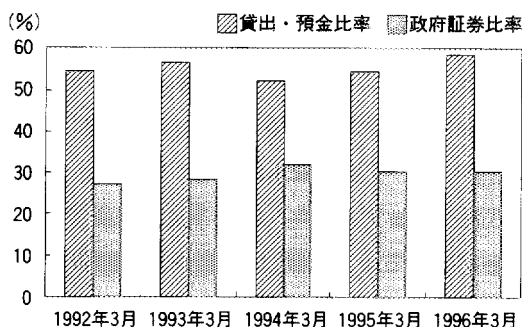
	資産の定義	引当金計上		
標準資産	不良債権ではない	なし		
標準に近い資産	不良債権化して2年未満の資産	未回収分の10%		
疑わしい資産	不良債権化して2年以上が経過した資産	「疑わしい資産」になってから経過した期間の長さによる		
		担保によって回収しうる分	担保によって回収しえない分	
		「疑わしい資産」になって1年未満	20%	100%
		同1～3年	30%	100%
	同3年以上	50%	100%	
損失資産	RBIが回収不可能と判断したにもかかわらず、未償却の資産	100%		

2. 未回収額が25,000ルピー未満の資産

未回収額の5%を引当金として計上する(1994年2月より2.5%に変更)

(出所) S. Gangopadhyay, W. Wadhwa, and C. Wihlborg, *Enabling Financial Markets: Institutions and Regulations* (New Delhi: Allied Publishers, 1996), p.38.

図6 貸出・預金比率と政府証券比率の推移



(出所) Reserve Bank of India, *RBI Annual Report* (Bombay: Reserve Bank of India), various years.

びSLRが大幅に下落してきたにもかかわらず、92年3月時点に比した96年3月時点の貸出・預金比率がわずかに上昇していない点には注意が必要である。またそれは政府証券の保有比率の増大とともに起こっており、そのことは政府証券が新しい銀行会計基準においてはリスク無し資産として引当金を課されないことと無関係ではないであろう。もしサルカール=アグラワルの「慎重な規制によって銀行システムを強化するという改革が、金融仲介業という銀行本来のビジネスの魅力を失わせている」(注17)という見解が正しいとすれば、それは銀行業にとって健全な事態ではない。また、両氏の「BIS基準による規制は、そもそも利潤動機の非常に強い先進国の民間銀行の行き過ぎたリスク愛好的行動を取り締まるために発達してきたものである。それに対してインドの銀行システムは利潤動機がきわめて低い国有銀行を中心に構成されているのであるから、同基準の適用は適切でない」(注18)という指摘も無視できない。よりインドの銀行システムに適した銀行会計基準の模索

は、今後の大きな課題であるといえよう。

6. 不良債権問題

ジョーシ=リトル(V. Joshi and L.M.D. Little)のサーベイ(注19)によれば、新しく採用された銀行会計基準に基づいて計算した場合、1992年度の国有銀行の不良債権の割合は以下のとおりであった。

- (1) 総貸出額に占める不良債権の割合は、平均24%、比較的良好な銀行で8~10%、深刻な銀行は25~40%にもものぼった。
- (2) 国有銀行28行のうち、純利益を計上できたのは15行のみであった。8行に至っては経常損失を出していた。
- (3) 28行の総損失額は、350億ルピーにもものぼった。また、各銀行の総資産に対する純利益の比率は最低でマイナス6.8%、最高でもプラス0.5%であった。
- (4) 半数の国有銀行は、その純価値がマイナスであった。

次に、IBAが公表したデータによると、1993年度には、国有銀行の不良債権の総貸出額に対する平均比率とその標準偏差はそれぞれ21.89%、7.76%であった。それが1994年度にはそれぞれ17.46%、6.93%まで下落している(表9参照)。

以上のデータによれば国有銀行の不良債権の償却の進展は明らかであるが、それが政府によ

表9 国有商業銀行の不良債権処理状況
総貸出額に対する不良債権比率 (%)

	平均値	標準偏差
1993年度	21.89	7.76
1994年度	17.46	6.93

(出所) 表3と同じ(p.201より作成)。

る資本援助を財源とした償却の結果であることに留意しなければなるまい。もしこのような救済措置が繰り返されることになれば、それはモラルハザードの横行によって銀行システムの決定的な弱体化につながりかねない。今後は、国有銀行側の自助努力による不良債権償却を促進するための（特にRBIによる）厳密なモニタリング・システムの確立が1つの大きな課題である^(注20)。

不良債権処理にまつわるもう1つの問題として、ARFの設立に対する議論がある。

ナラシムハム委員会のARF設立の提言にはいくつかの反論があがった^(注21)。まず、不良債権の別機関への移管に伴う「情報資本」(information capital)の喪失という見解がある。銀行は新しく設立される機関よりもよりよい情報を持っているはずであり、そのような情報は債権の回収にとってきわめて重要である。情報の問題以外にも、より現実的な問題として、銀行の支店があまりにも広く展開しているため、新機関がその範囲をカバーして回収を行うことが困難であるという問題もある。このような状況の中、政府は財政予算からの資本援助という選択を行った^(注22)。つまり、ARFの設立というナラシムハム委員会の提言は、政府の判断により棄却されたのである。

確かに、ARF設立に対する反論は的を射ており、政府によるARF設立案の棄却という判断は誤りであったとはいえないかも知れない。しかしながら、政府による資本援助という手法には銀行側のモラルハザードという問題が常につきまとうこともまた事実である。インドのように主要銀行がすべて国有化されているような状況では、この問題はなおさら根深い。この点

も、銀行の所有権の問題に踏み込まないというナラシムハム委員会報告の方向性を批判する論客の1つの根拠となっている。

7. 要約

本節のまとめとして、検証結果を要約しよう。

- (1) SLR, CRRの削減は、ナラシムハム委員会報告とそれに続く大蔵省の政策表明において設定された数値目標の期限内達成も可能なペースで進行している。
- (2) 銀行金利体系の改革は、大筋において両委員会の勧告に沿った方向で進められているといえる。しかし、その改革は今や新たな課題に直面している。すなわち、1つには高騰する貸出金利への対応策、もう1つは小口になるほど金利が安くなる貸出金利体系についての再検討である。
- (3) 優先部門への量的信用割り当てはいまだ見直されておらず、議論の進展が遅れている分野である。
- (4) 国有銀行部門は、その預金額、貸出額の両方においてシェアの下落傾向が明らかである。また、コスト効率および金利外収入のデータも含め、国内系民間銀行の競争力の強化が顕著である。これらは、商業銀行部門において競争原理が芽生え始めている兆候であろう。しかしながら、他方では金利の決定についていまだ商業銀行間にカルテル的行動が存在している疑いがあることもまた事実である。
- (5) 銀行会計基準は、ほぼナラシムハム委員会の提言に沿う形で導入された。しかしながら、それらの規制の適用は銀行の過度のリスク回避行動という新たな課題を生じさせている。

(6) 不良債権問題に対して、政策当局は、ナラシムハム委員会の ARF 設立という提言を退け、財政予算からの資本援助という選択を行った。このような措置は、銀行側のモラルハザードの問題を引き起こす要因の 1 つになりうるものである。

以上から、両委員会の商業銀行部門改革についての提言は、これまで実行されてきた改革の中に充分反映されたと結論づけて差し支えないであろう。しかしながら、チャクラヴァルティ委員会報告から10年以上、ナラシムハム委員会報告から5年以上もの歳月が経過した今、両委員会の提言に沿う形での改革にも限界がみえ始めている。次節においては、インド商業銀行部門が現在直面している問題点を抽出し、今後の改革の課題として整理することとする。

(注1) Sarkar and Agrawal, "Banking: The Challenges . . .," p.193.

(注2) なお、『経済白書 1997-98年度版』によれば、1997年10月には、SLR は総預金額に対して25%に一本化された。Government of India, *Economic Survey 1997-98* (New Delhi: Government of India, 1998), p.37.

(注3) Reserve Bank of India, *Report of the Committee . . .*, p.299.

(注4) Government of India, *Economic Reforms: Two Years After and the Task Ahead* (New Delhi: Government of India, Ministry of Finance, 1993), p.28.

(注5) S.S. Tarapore, "Financial Sector Reform: Retrospect and Prospect," *RBI Bulletin*, May 1996, p.302.

(注6) Sarkar and Agrawal, "Banking: The Challenges . . .," p.210.

(注7) 第I節(注6)内の窺見の指摘を再び参照されたい。

(注8) Reserve Bank of India, *Report on Trend and Progress of Banking in India 1995-96* (Bombay:

Reserve Bank of India, 1996), p.34.

(注9) S.S. Tarapore, "Issues in Commercial Banking Reform," *RBI Bulletin*, January 1993, pp.71-72. 例えば、(SLR+CRR)の比率が最も高かった1991年の時点と96年10月の時点で比較した場合、優先部門に割り当てられる貸出比率の違いは明白である。1991年には(SLR+CRR)は預金増加分の63.5%に達していたため、増加分のうち優先部門貸出に充てられる比率は $(100-63.5) \times 0.4$, すなわち14.6%であった。1996年10月時点では(SLR+CRR)は預金増加分の36.5%まで下落したため、増加分のうち優先部門貸出に充てられる比率は $(100-36.5) \times 0.4$, すなわち25.4%にまで上昇したことになる。

(注10) スプレッド比率=(金利収入-金利支出)÷運転資本。

(注11) Sarkar and Agrawal, "Banking: The Challenges . . .," p.199.

(注12) Ibid., p.200.

(注13) Ibid., p.208.

(注14) Ibid., p.209.

(注15) Reserve Bank of India, *Report of the Working . . .*, p.ii.

(注16) この勧告に対する国有銀行の実際の目標達成度については、Sarkar and Agrawal, "Banking: The Challenges . . .," pp.200-201を参照。それによれば、1994年度末までに自己資本比率目標の8%を達成したのは、国有銀行のうち13行のみであった。それを受けて、RBIは「1996年度末までに全銀行が8%を達成する」という目標を「国有銀行については、27行のうち18行」に変更した。

(注17) Ibid., p.203.

(注18) Ibid.

(注19) Joshi and Little, *India's Economic Reforms . . .*, p.119.

(注20) 1995年度には、インディアン・バンク (Indian Bank) が粉飾会計の表面化に伴って133.6億ルピーの純損失を出すなど、国有銀行の自己改革意識がどれだけ浸透しているかについて悲観的にならざるを得なくなるような事件も起きている。さらに、指定商業銀行部門の一角を占める農村開発銀行 (Regional Rural Banks, 略称 RRBs) の不良債権問題もまた危機的な状況であった。その状況は他の商業銀行や協同組合銀行と比べてもさらに深刻で、例

えば、1992年の時点では債権のうち60%が不良債権化していた。また1994年の時点では、RRBsの196行のうち171行までが純損失を計上し、その4分の3の純価値がマイナスであった。その状況を打開するため、インド政府は1994、95年の2年間をかけて、RRBs 100行に対して45億ルピーの資本援助を行い、不良債権の償却を促している (Ibid., p.138)。

(注21) ARF 設立に対する反論の中で代表的なものとして、V. Bhatt, "On Restructuring the Financial System," *Economic and Political Weekly*, vol. 27, no. 8, February 22, 1992, pp. 389-390を挙げておく。彼は、「このインドという国は、問題が発生した場合にはいつも新機関を設立してその処理にあたらせるということが当たり前になってしまっているようである」(p.390)とまで言い放っている。

(注22) その資本援助は、1993年から96年までの間に総額1184億ルピーにものぼった。Reserve Bank of India, *RBI Annual Report 1994-95* (Bombay: Reserve Bank of India, 1995), p.8/Reserve Bank of India, *RBI Annual Report 1995-96* (Bombay: Reserve Bank of India, 1996), p.13 参照。

III 改革の今後の課題

最後に、前節までの検証結果から現在のインド商業銀行部門が抱える問題点のうちきわめて重要であるものを抽出し、今後の改革の課題として整理することで結びに代えることとしたい。

1. サルカール = アグラワルの問題提起

サルカール = アグラワルは、現在のインド商業銀行部門が抱える課題の中で特に重大なものとして、以下の3つを挙げている(注1)。

- (1) 他の国で起こったような自由化に伴う実質金利の高騰をいかに防ぐか。
- (2) 優先部門貸出をさらに改革していくためにはいかにすべきか。
- (3) 現状の政策は、金融セクターのパフォーマンスを改善するために充分なものである

か。それとも、国有銀行の民営化といった新しい政策が必要であるか。

(1)については、両氏はその要因、および解決策を以下のように示した(注2)。

<金利高騰の要因>

- 銀行部門の貯蓄動員の伸び悩みによる資金の供給側の制約。
- 1994年をピークにした海外からの直接・間接投資の落ち込み。
- 財政赤字を賄うための政府による大規模な資金需要。
- 株式市場の不振に伴う企業の銀行信用需要の増大。
- 引当金および自己資本に対する厳しい規制の適用による銀行のリスク回避的行動。
- 預金金利の規制緩和、短期金融商品による資金調達への依存などによる銀行側の資金調達コストの増大。

<その解決策>

- CRRの引き下げによる資金供給制約の緩和。
- 金利課税制度の改革(現在の「名目利子率に対する40%の課税」という制度を改革し、実質金利に対する課税にすべき)。
- 財政赤字のコントロールによって政府借入金を制限し、企業への信用供与のクラウディング・アウト現象を緩和する。
- 海外からの資本流入の促進、特に国際資本市場におけるインド企業および金融機関の社債、株式発行の促進。海外直接投資(特に輸出志向型産業への)の受け入れも、資本供給、経営ノウハウの学習、輸出による世界市場へのアクセスなどの面から望ましい。

● 多国籍企業は、運転資本以外に関しては国際資本市場から借り入れるよう規制する。

これらのサルカール=アグラワルの指摘には、チャクラヴァルティ、ナラシムハム両委員会の提言の枠内にあるもの、ないものが混在していることに留意しなければならない。すなわち、厳しい規制の適用による銀行のリスク回避的行動はナラシムハム委員会が予想していなかった事態であり、また金利課税制度改革は全く新しい論点である。これらについては、今後速やかに議論を進める必要がある(注3)。

(2)の問題は、その具体的な改革案がナラシムハム委員会によって示されたにもかかわらずそれが棄却されている部分であるという意味でさらに根が深い。第II節第3項で指摘したとおり、優先部門貸出については、銀行の信用供給の制約が大幅に取り除かれている昨今、総信用中の40%という量的割り当てをナラシムハム委員会が主張した10%というレベルに段階的に近づけていくことはもはや待たないはずである。にもかかわらず、同委員会提言は、「この政策の受益者である中小企業や農民グループの強い反対によって今のところ政府に受け入れられていない」(注4)。政府は、従業員、扶養家族まで含めれば総人口の75%を占めるといわれる(注5)この国内最大のロビイスト・グループの反対を、いまだ振り切ることができないでいるわけである。

最後に(3)についてである。サルカール=アグラワルはこの国有銀行の問題について以下のように分析している。

「ナラシムハム委員会は、国有銀行の非効率性を認める一方で、その原因をそれらの競争意識、経営の柔軟性と独立性の欠如に求め

た。同委員会は、『銀行の清廉性と独立性は、それらの所有権の問題よりも重要である』とし、国有銀行の日々の業務に対する政府の干渉、個別の意思決定と経営者の選定に対する政治的な介入がひとたび取り除かれれば、非効率性の問題は解消するという立場をとった。

(中略)しかし、同委員会の2人のメンバーは、この所有権の問題に立ち入ることなしに銀行の清廉性と独立性を確保できるという立場に異議を唱えた(注6)。(中略)銀行の国有というシステムから生じる大きな問題は、そのような銀行には元来業績を向上させようというインセンティブ・メカニズムが備わっていないという点である。なぜなら、国有の場合、業績の悪化した銀行はいつも政府による資本援助によって救出されるからである。さらには、これらの銀行は、その規模があまりに大きすぎてその失敗がシステム全体の不安定化につながるため、政府はその失敗を見逃すことができないのである」(注7)。

つまり、銀行の所有の問題に対しては、サルカール=アグラワルはナラシムハム委員会の立場に対して明確に反対を表明したわけである。そして両氏は、この課題解決のための「より望ましい政策選択としては、少なくともいくつかの国有銀行を民営化することである」(注8)と結んでいる。

2. 実証研究者の指摘

しかしながら、近年のインドの金融発展と実物経済の成長の関連性についての実証分析では、サルカール=アグラワルとは異なる結論が導かれている点は非常に興味深い。

ケトカール(K. W. Ketkar)は、インドの1950～85年度の時系列データを使った重回帰モデル

による実証分析から、以下のような結論を得ている(注9)。

- (1) 銀行国有化には、実物経済に対してポジティブな影響、ネガティブな影響の両面があった。
- (2) 銀行の支店数の拡大は、貯蓄額、投資額の増大に寄与した。
- (3) 優先部門貸出は、貯蓄額、投資額、資本ストックの有効活用に対してネガティブな影響を及ぼした。
- (4) 上記の(2)の影響は(3)よりも大きく、銀行国有化の影響は実物経済に対して総合的にはポジティブなものであった。

またバット(N.S. Bhat)は、やはりインドの1976~90年度の時系列データを基に、優先部門貸出額、大企業向け貸出額を説明変数、国民純生産額を被説明変数とした重回帰分析を行った(注10)。その結論は以下のようなものであった。

- (1) 国民純生産額の成長率は、優先部門貸出額の増加率と大企業向け貸出額の増加率のバランスによってほぼ説明可能である。
- (2) よって、国民純生産額が最大になるような信用配分を政策的に行うことは、実現可能なことである。
- (3) 銀行部門には実物経済の成長に貢献する「経済の金融的インフラストラクチュア」(financial infrastructure of its economy)(注11)という役割があるのだから、銀行の収益性、効率性という指標だけでその信用割当て政策を批判するのは適切ではない。

つまりバットは、ケトカールが実物経済にネガティブな影響があるとみなした優先部門貸出による信用統制政策でさえ、ポジティブな影響があると主張したのである。

3. 結びに代えて

サルカール=アグラワルが、銀行部門内の問題、つまり不良債権問題や収益性・効率性の停滞の問題のみに焦点を当て、その実物経済に対して果たす役割に触れていない点は確かにバランスを欠いている。一方、ケトカールとバットが国有銀行システムの実物経済へのポジティブな影響を主張したことは注目に値するが、その実証研究では、国有銀行の収益性、効率性が軽視されるあまり不良債権問題が深刻化し、財政資金の投入にまで至ったことの実物経済への悪影響は無視されている。銀行自体の収益性、効率性、健全性を重視するサルカール=アグラワルの主張と、「実物経済の成長に貢献するインフラストラクチュアとしての国有銀行システム」という視点を重視するバットおよびケトカールの見解は、インドの今後の商業銀行システムのあり方を検討する上で全く異なる政策的インプリケーションを持つことになる(注12)。

インドの国有銀行システムが実物経済の成長にどの程度貢献してきたかについては、ケトカールやバットの手法のみにとどまることなく、より慎重に議論される必要があるであろう。ましてや、1997年のアジア諸国の金融危機のように、国内金融システムの脆弱性が実物経済に負のフィードバック作用をもたらすことも考慮しなければならない昨今においては、ケトカール論文、バット論文の説得力も薄れてきつつあるように思われる。いずれにしても、もし近い将来、未解決の問題に対処するための第3の金融システム検討委員会が招集されるとすれば、国際的な金融危機への対応という点まで視野に含めた上で、国有銀行システムのあり方についてどのような展望を示すか、という点が議論の最

大の争点となるのは間違いないであろう。

(注1) Sarkar and Agrawal, "Banking: The Challenges . . .," p.194.

(注2) Ibid., pp. 210-211. しかしながら、その文献の中でサルカール＝アグラワル自身が認めているとおり、インドの貸出金利の規制緩和に伴う金利高騰は金融自由化を試みた他の多くの途上国のケースよりも比較的穏やかであったことは事実である。

(注3) なお、タラポレ RBI 副総裁(当時)は前述の講演の中でこの金利高騰の問題について触れており、「当局の政策に対する信任が高まり、将来のインフレ期待が取まらない限りは高金利は解消しない」(Tarapore, "Financial Sector Reform . . .," p.304)と述べ、高金利の問題は市場の需給状態だけが原因ではないという見解を表明している。

(注4) Sarkar and Agrawal, "Banking: The Challenges . . .," p.211.

(注5) Ibid.

(注6) この2人のメンバーとは、ダッタ・チョードリ(S.M. Datta-Chaudhuri)とシュロフ(M.R. Shroff)であった。2人の見解についての詳細は、Reserve Bank of India, *Report of the Working . . .*, pp. 145-146 参照。

(注7) Sarkar and Agrawal, "Banking: The Challenges . . .," p.213.

(注8) Ibid., p.216.

(注9) K.W. Ketkar, "Public Sector Banking, Efficiency and Economic Growth in India," *World Development*, vol.21, no.10, October 1993, pp. 1685-1697.

(注10) N.S. Bhat, "Directed Credit Flows and Productivity of Commercial Bank in the Indian Economy," *Indian Economic Journal*, vol.44, no.1, July-September 1996, pp. 101-106.

(注11) Ibid., p. 106.

(注12) ここでの両者の主張の対立は、近年の開発金融論における「金融自由化論」と「政府の役割論」の論争に相通じる部分もある。金融自由化論者の主張としては以下の文献を参照されたい。R.I. McKinnon, *Money and Capital in Economic Development* (Washington, D.C.: The Brookings Institu-

tion, 1973)/R.I. McKinnon, *The Order of Economic Liberalization*, 2nd ed. (Baltimore: The John Hopkins University Press, 1993)/E.S. Shaw, *Financial Deepening in Economic Development* (New York: Oxford University Press, 1973)/World Bank, *World Development Report 1989* (New York: Oxford University Press, 1989). スティグリッツ(J.E. Stiglitz)をはじめとする政府の役割論者の研究成果は、近年の世界銀行によるプロジェクトにからんで発表されているものが多い。例えば、以下の文献を参照されたい。World Bank, *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy* (New York: Oxford University Press, 1993) (白鳥正喜監訳『東アジアの奇跡——経済成長と政府の役割——』東洋経済新報社 1994年)/G. Caprio, Jr. and L. H. Summers, "Finance and Its Reform: Beyond Laissez-Faire," World Bank Research Working Papers, no.1171 (Washington, D.C.: World Bank, 1993)/J.E. Stiglitz, "The Role of the State in Financial Markets," in *Proceedings of the World Bank Annual Conference on Development Economics 1993*, ed. M. Bruno and B. Pleskovic (Washington, D.C.: World Bank, 1994), pp. 19-52/J.E. Stiglitz and M. Uy, "Financial Markets, Public Policy, and the East Asian Miracle," *World Bank Research Observer*, vol.11, no.2, August 1996, pp. 249-276. また、開発金融理論の潮流について包括的な解説を与えている文献として、M.J. Fry, *Money, Interest, and Banking in Economic Development*, 2nd ed. (Baltimore: The John Hopkins University Press, 1995)の特にCh.1, 2, 6を挙げておく。

(インド国立ジャワハルラル・ネルー大学大学院経済学専攻)

【付記】 本稿は、法政大学大学院修士課程修了時に提出したリサーチペーパーに一部加筆・修正を加えたものである。同大学院在学中、論文執筆にあたっては絵所秀紀教授、霧見誠良教授、柳原透教授からさまざまなご指導をいただいた。記して心から謝意を表したい。